

**令和4年度第1回札幌市医療的ケア児支援検討会  
会議次第**

令和4年8月31日（水）19：00～21：00

オンライン会議（Zoom）

**1 開会**

**2 協議・意見交換**

- (1) 委員の交代について（新任委員のご紹介）
  
- (2) 北海道医療的ケア児等支援センター及び札幌市医療的ケア児等支援機関サポート  
医師配置業務について（土島委員より情報提供）
  
- (3) 学齢期以降の課題整理等  
資料1 学齢期以降 課題等検討用資料
  
- (4) その他

**3 閉会**

## 札幌市医療的ケア児支援検討会 委員名簿

令和4年8月時点

氏名（敬称略）	所属等	分野	推薦団体等
福井 一之（会長）	元札幌大学教授	学識	
土肥 勇	どい内科クリニック 院長	医療	（一社）札幌市医師会
土島 智幸	（医）稲生会 理事長・医師	医療・福祉	
池田 洋美	札幌訪問看護ステーション協議会 副会長	医療	札幌訪問看護ステーション協議会
窪田 健介	（福）あむ 生活介護事業びーと	福祉	札幌市自立支援協議会 重複障がいに関するプロジェクトチーム
加藤 法子（副会長）	（福）榆の会 理事・総合施設長	医療・福祉	札幌市自立支援協議会 子ども部会
佐々木 智教	（福）北翔会 医療福祉センター札幌あゆみの園 地域支援部 地域支援課 課長	福祉	（福）北翔会
射場 小夜	（福）麦の子会 相談室セーボネス	福祉	札幌市自立支援協議会 相談支援部会
真鍋 尚美	（福）まこと保育所 所長	保育	（福）まこと保育所
時崎 由美	札幌地区重症心身障害児（者）を守る会 元豊成養護学校PTA会長	当事者	札幌地区重症心身障害児（者）を守る会
清水川 靖子	札幌市保健福祉局保健所健康企画課 母子保健係長	保健・行政	札幌市保健福祉局保健所
重永 恭典	札幌市保健福祉局保健所医療政策課 医療企画係長	医療・行政	
藪谷 宣彦	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 給付管理係長	福祉・行政	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
廣部 尚久	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 運営指導係長		
内海 希美子	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課 指導担当係長	保育・行政	札幌市子ども未来局子育て支援部
角田 瞳	札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課 運営調整担当係長		
加藤 博人	札幌市教育委員会学校教育推進課 学びの支援係長	教育・行政	札幌市教育委員会学校教育推進課
北原 義之	札幌市教育委員会学校教育推進課 特別支援教育推進担当係長		

# 札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019



計画期間: 2019 ~ 2022 年度までの4年間

「未来のさっぽろ」を実現するため施政方針を踏まえ、計画期間内に重点的に取り組む課題を重点プロジェクトとして設定し、組織横断的に取り組み、持続可能な形でこれらのプロジェクトを推進していけるよう、行財政運営に係る取組についても進めるもの。

**医療的ケア児等の支援体制の充実**  
小・中学校や公立保育所、児童クラブへの看護師の配置や、障がい福祉サービス事業所に対する医療機器等の整備補助の拡充など、医療的ケア児等の支援体制を充実させる。

事業化

①安心して暮らせる  
強く優しい街

③女性がさらに  
輝き活躍する街

④すべての子どもたちが  
健やかに育つ街

②人材を育み成長を  
続ける躍動の街

⑤魅力と活力に  
あふれる成熟した街

重点プロジェクト

1 住み慣れた地域で  
安心して暮らせる  
まちづくり

基幹型地域包括  
支援センター  
全区設置

在宅医療と介護の  
連携強化

独居高齢者等に対する  
住居の「貸し渋り」の  
解消

2 全ての市民の  
活躍を応援する  
まちづくり

子ども医療費助成の  
小6拡大

待機児童ゼロ対策の  
推進

女性・高齢者・  
障がい者の就業支援

3 子どもを  
健やかに育てる  
まちづくり

医療的ケアを要する  
児童等の受入促進

児童相談体制の  
拡充

公立夜間中学の  
設置

4 人材を育み  
成長を続ける躍動の  
まちづくり

介護・福祉、  
建設分野等の  
人材確保・育成

民間投資を活用した  
都市のリニューアル

札幌発の  
スタートアップ  
創出支援

5 将来を見据えた  
魅力と活力にあふれる  
まちづくり

冬季オリパラ招致

バリアフリー化の  
更なる推進

再生可能エネルギーの  
利活用の推進

社会

経済

環境

⑥行政サービスを高度化し不断の改革に挑戦する街

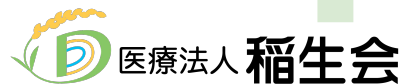
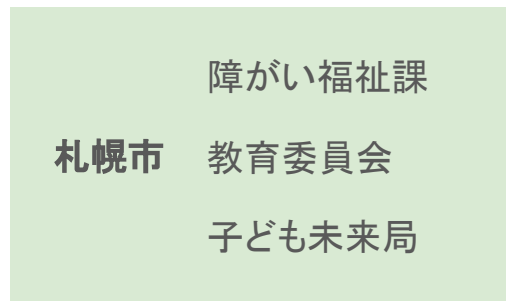
5つの重点プロジェクトを支える行財政運営

行政運営の取組

財政運営の取組

札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務

# 札幌市医療的ケア児等 支援機関サポート医師配置業務



サポート医師/  
専門職の派遣



相談



児童発達支援事業所  
障害福祉サービス事業所  
相談支援事業所  
札幌市立特別支援学校 2校  
札幌市立小学校 6校  
札幌市立中学校 1校  
保育所  
学童保育  
児童会館  
保健センター他行政窓口  
医療機関/訪問看護事業所  
患者本人/ご家族

## <事業目的>

医療的ケア児者を必要とする障害児・者(医療的ケア児者等)を受け入れている、又は受け入れようとしている障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、学校、保育所などを支援する。

相談に応じて医師などの専門スタッフが適切な支援方法の助言などを行うことを通じて、地域における医療的ケア児等の健やかな成長をサポートする。

## 事業所等への助言等

事業所等からの相談に応じて、医療的ケア児等の受入れについての情報提供や助言、技術的な指導、医療的ケア児等の主治医との調整などを行う。  
ご本人や保護者からの相談も受け付ける。

○事例1: 地域の普通小学校に通う気管切開児について、**児童会館館長から気管カニューレの事故抜去対応**を教えてほしいとの依頼を受けた。**医師と多職種チーム**が訪問。人体模型図を用いて気管カニューレが挿入されている構造や、事故抜去時の対応等について説明。

○事例2: 地域の保育所に通う胃瘻のある児について**医師・看護師**が保育所を訪問。**胃瘻の構造**について説明し、事故抜去時の対応について伝えた。その後、**歯科医師・歯科衛生士**が保育所を訪問、**摂食・嚥下**について指導・助言を行った。

## 新規事業の運営指導

新たに医療的ケア児等の受入体制を整備しようとする事業所や法人などからの相談に応じて、運営についての助言や指導などを行う。

○事例: 新たに**児童発達支援事業所**(未就学児に発達を支援する事業を開設する事業所管理者から、気管切開で24時間人工呼吸器を使用する小児を新たに受け入れるにあたり**人工呼吸器**の取り扱いや医療機器に配慮した車椅子からの**移乗の方法**や**抱っこ**の方法等を教えてほしいとの依頼を受けた。

当該児童の利用する短期入所事業所を見学してもらい具体的な関わり方を学ぶ場を提供した。さらに人工呼吸器の取り扱いに詳しい**理学療法士**を当該事業所に派遣し、人工呼吸器の操作について実技指導しながら取り扱いの説明をした。

## 受入状況の確認 (フォローアップ)

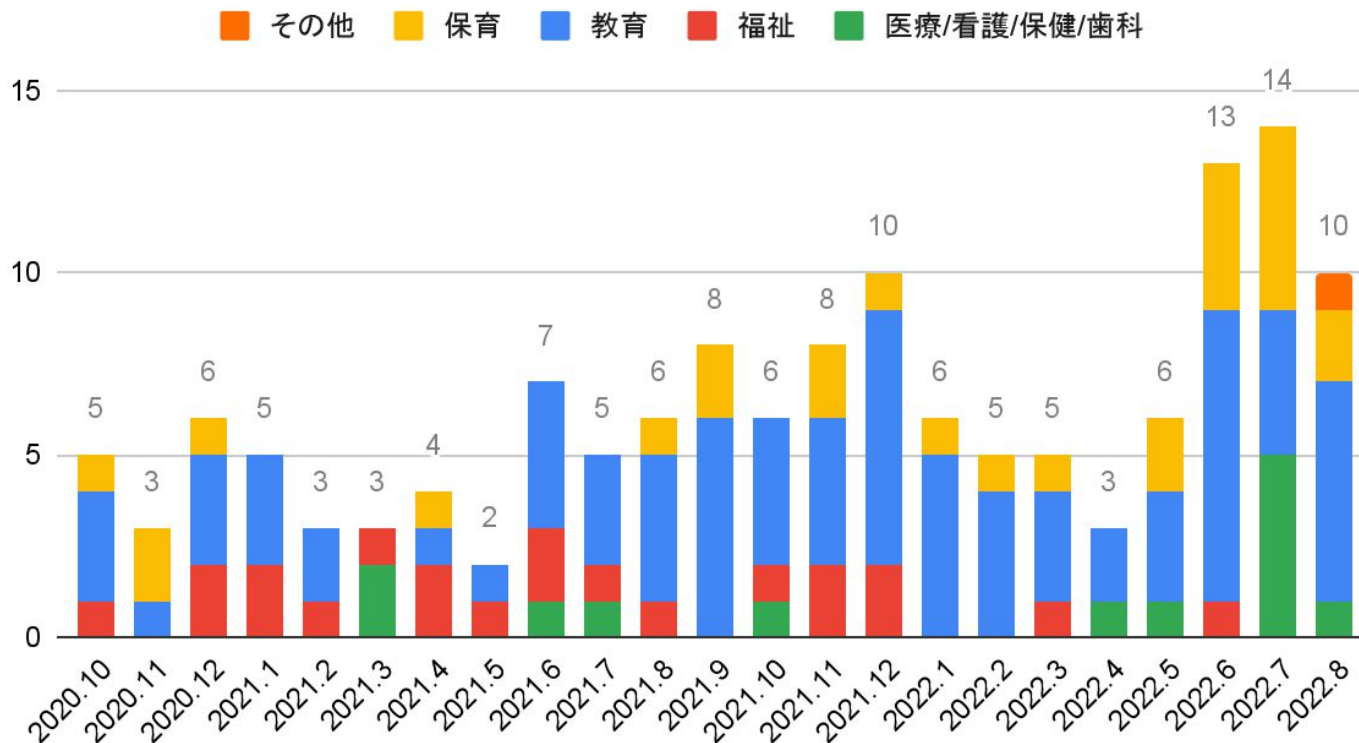
医療的ケア児等の受入を開始した事業所等について、受入状況を確認(フォローアップ)し、継続的な受入にあたっての助言等を行う。

○事例1: 札幌市教育委員会からの依頼に応じ、市立の**肢体不自由特別支援学校**(2校)を対象に定期的な巡回指導を行っている。管理職、担当教諭、養護教諭等と情報交換を行い、**リスクマネジメント**や**今後の保護者付き添い軽減**に向けた指導・助言を行っている。

○事例2: 札幌市教育委員会からの依頼に応じ、**地域の小中学校**を訪問し、教頭、担当教諭、特別支援コーディネーター、学校看護師、児童会館スタッフ等への指導・助言を行っている。家族が同席することもあり、家族からの依頼を受けて主治医に連絡し、**直接的な診療支援**につながった事例もある。

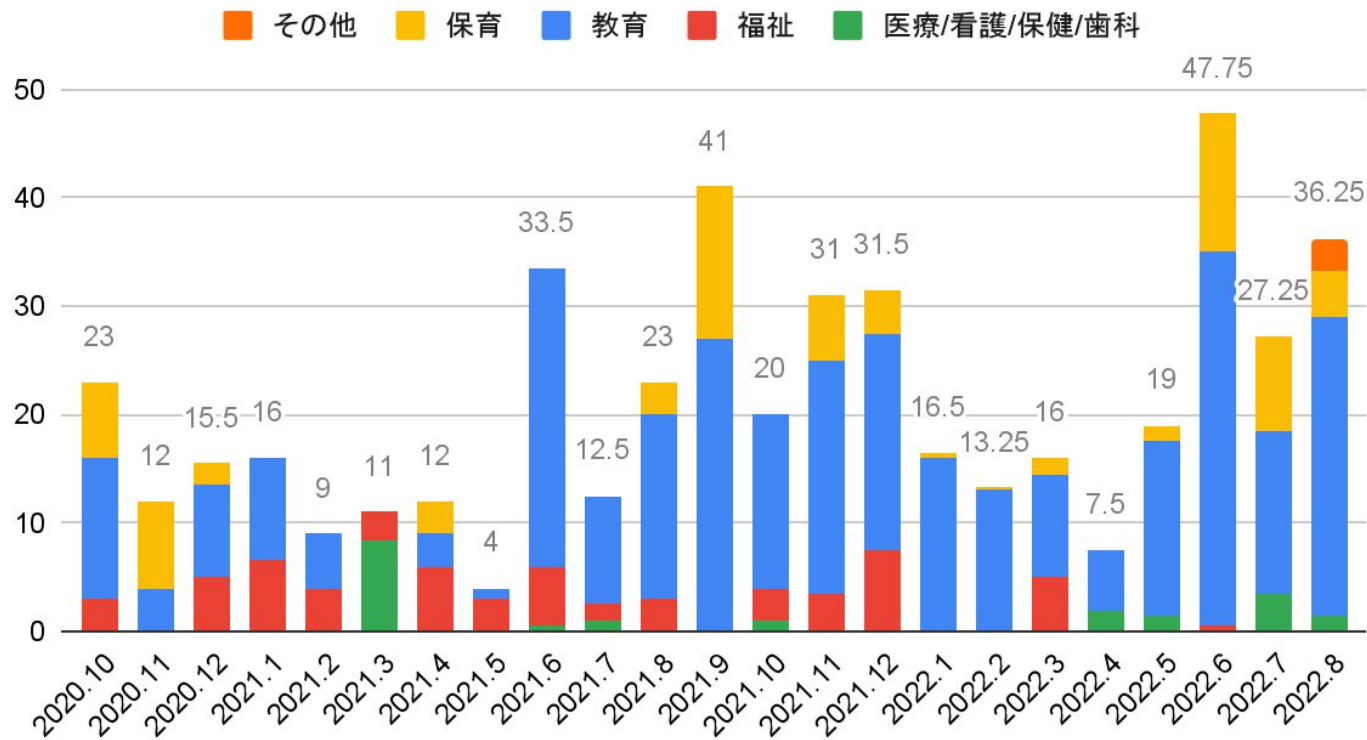
# 札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務 実績 2020.10~2022.8

## 領域別対応件数 : 2020.10~2022.8



# 札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務 実績 2020.10~2022.8

## 領域別対応時間:2020.10~2022.8



# 北海道医療的ケア児等支援センター

令和3年9月18日施行「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」は医療的ケア児とご家族が適切な支援を受けられるように「医療的ケア児支援センター」を都道府県で設置できると規定。

北海道では、道内すべての市町村において医療的ケア児が安心して生活できるよう「北海道医療的ケア児等支援センター」を開設。北海道からの委託事業として医療法人稲生会が運営している。

- 開設日: 令和4年6月30日
- 所在地: 〒006-0814 札幌市手稲区前田4条14丁目3-10 (医療法人稲生会内)
- 開所日: 月曜日から金曜日
- 休所日: 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始

対象となる「医療的ケア児」:

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である児童。(18歳に達し又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む)



## 北海道医療的ケア児等支援センターの役割

医療的ケア等を伴う支援に携わる関係者やご本人およびご家族から寄せられる相談に応じ、情報提供や助言その他の支援を行います。

医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関や民間団体に従事する方々に対し、医療的ケアに関する情報提供や研修を行います。

医療的ケア児等の支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関との連絡調整を行います。

その他、上記に附帯する業務を行います。

## 北海道医療的ケア児等支援センター お問い合わせ先

電話番号 050-5443-6064

(対応時間: 平日午前9時から午後4時)

メールアドレス

[mcc.hokkaido@gmail.com](mailto:mcc.hokkaido@gmail.com)

(24時間いつでも受信可能)

ホームページ

<https://mcc-hokkaido.net>

### 相談申込手順

STEP1

相談フォーム・メール・電話からご相談ください。

相談フォーム



※自治体及び事業所からのご相談は、

Excelフォームをダウンロードし必要事項を入力したうえで、  
[mcc.hokkaido@gmail.com](mailto:mcc.hokkaido@gmail.com)宛にメールにてご送信ください。

Excelフォーム (各自治体関係者用)



STEP2

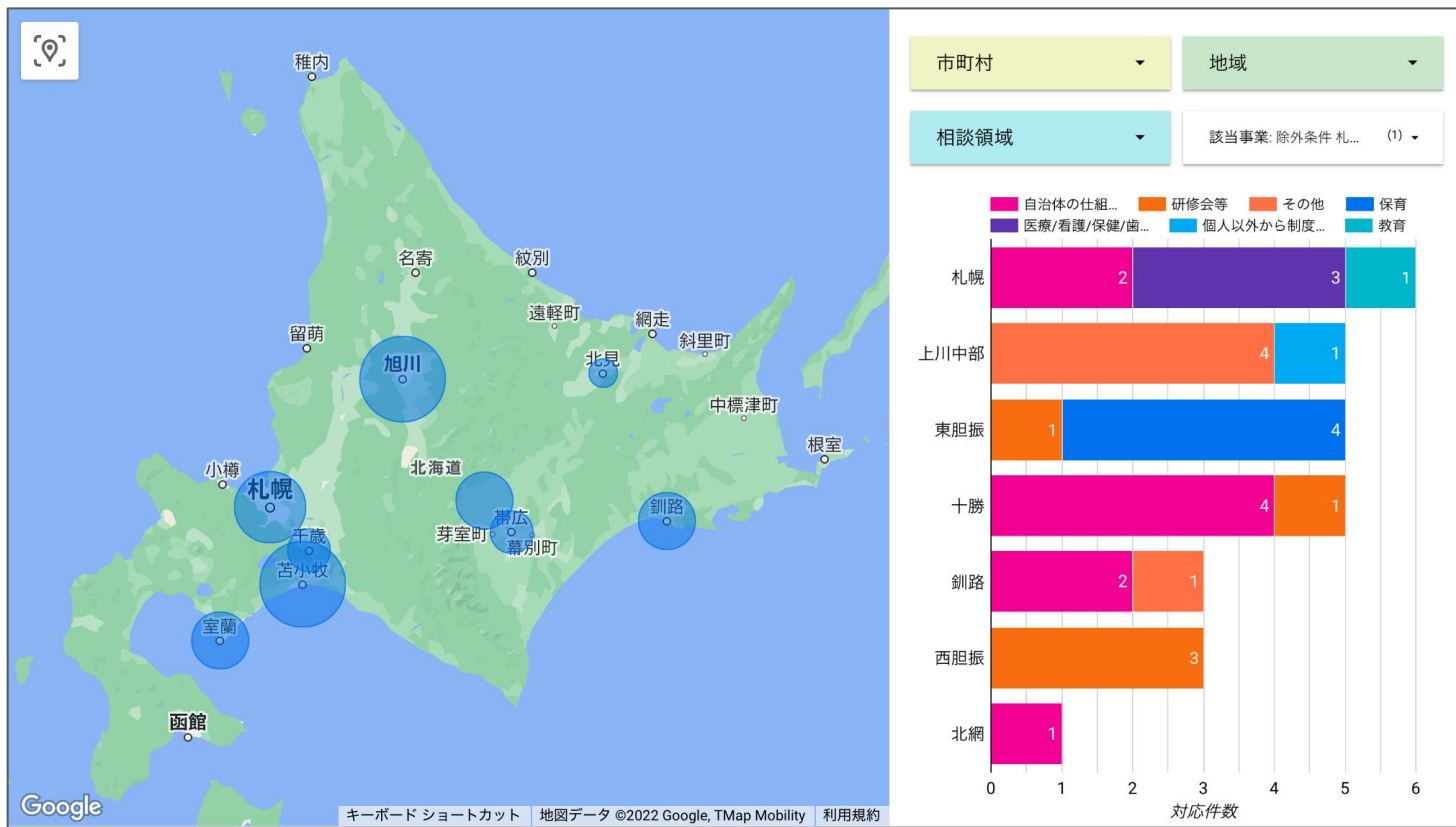
相談フォームないしメールを確認次第、  
翌開所日までに、センターから折り返しご連絡いたします。

STEP3

相談内容に応じて、適宜、関係機関に連絡調整のうえ対応いたします。

# 北海道医療的ケア児等支援センター 相談件数

(札幌市サポート医師配置事業は除く/集計期間:2022年6月30日～8月24日)



対応件数

対応件数

28

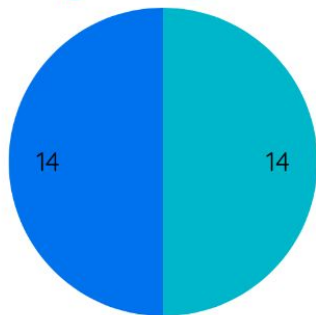
相談対応

相談領域

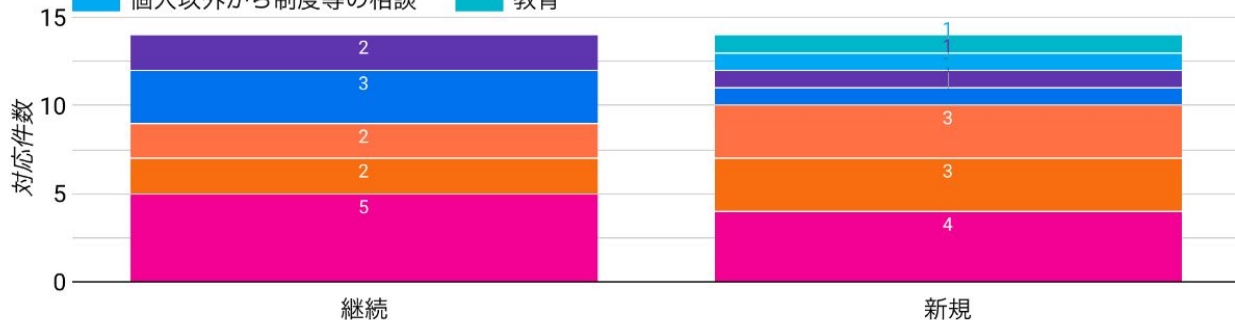
対応日 (年、...

該当事... (1)

● 継続 ● 新規



■ 自治体の仕組み作り等 ■ 研修会等 ■ その他 ■ 保育 ■ 医療/看護/保健/歯科  
 ■ 個人以外から制度等の相談 ■ 教育

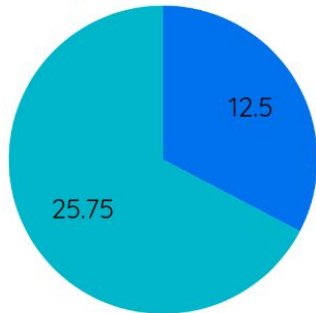


対応時間

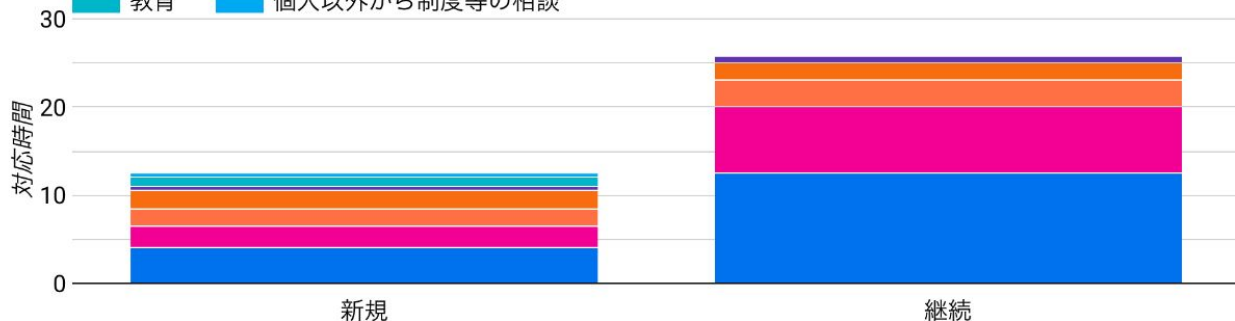
対応時間

38.25

● 新規 ● 継続



■ 保育 ■ 自治体の仕組み作り等 ■ その他 ■ 研修会等 ■ 医療/看護/保健/歯科  
 ■ 教育 ■ 個人以外から制度等の相談



領域別

対応件数

28

対応時間

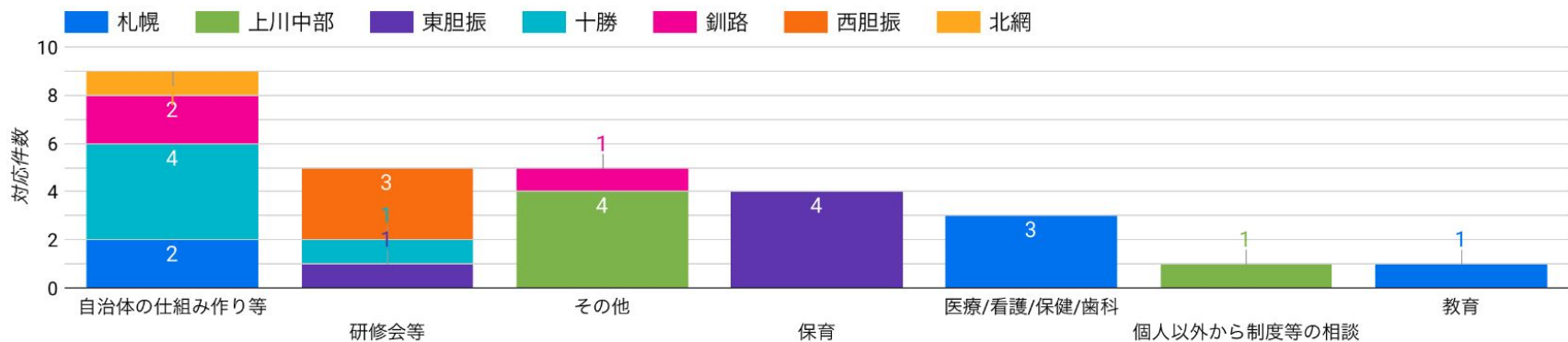
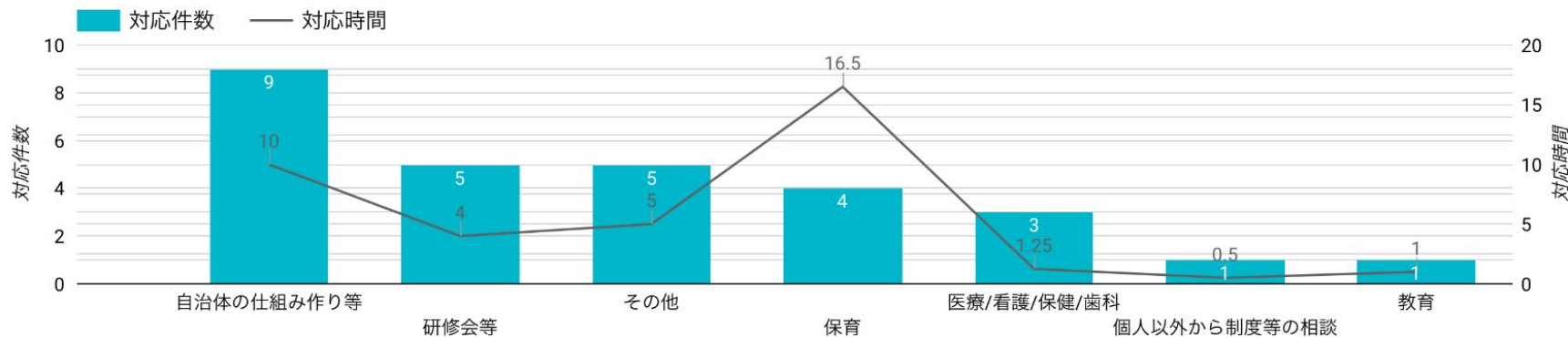
38.25

相談内容1

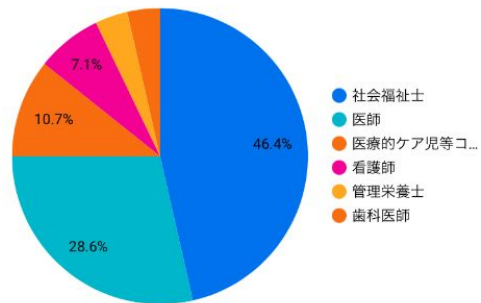
相談領域

該当事業: 除外条件 ...

(1)



## 対応職種（メイン対応）

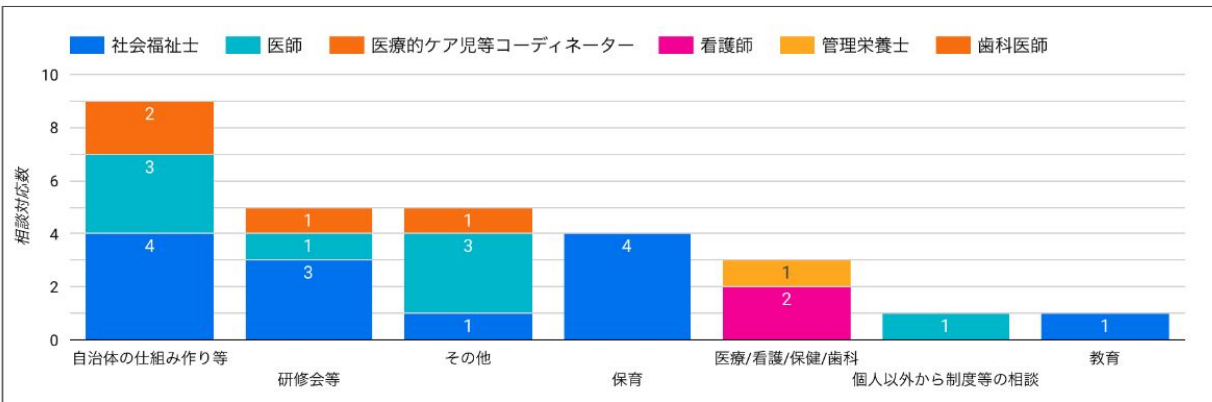


地域の医療的コ...

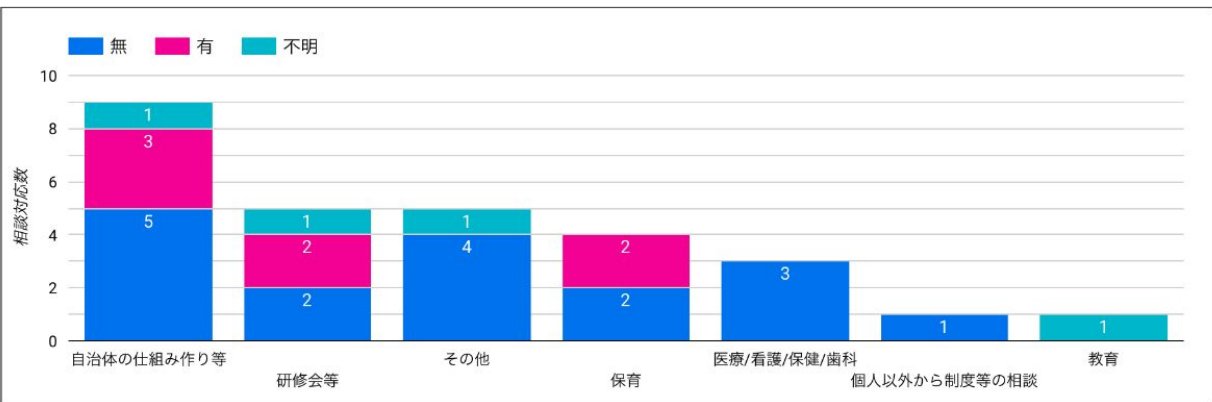
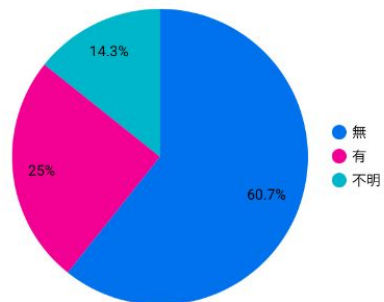
対応者職種

相談領域

該当事業: 除外条... (1)



## 地域のコーディネーター介入



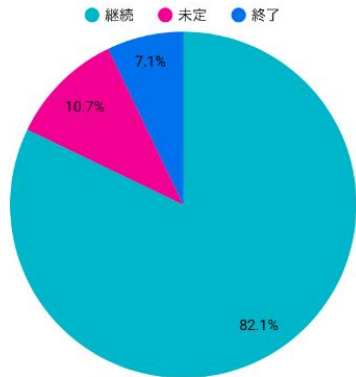
相談

28

終了件数

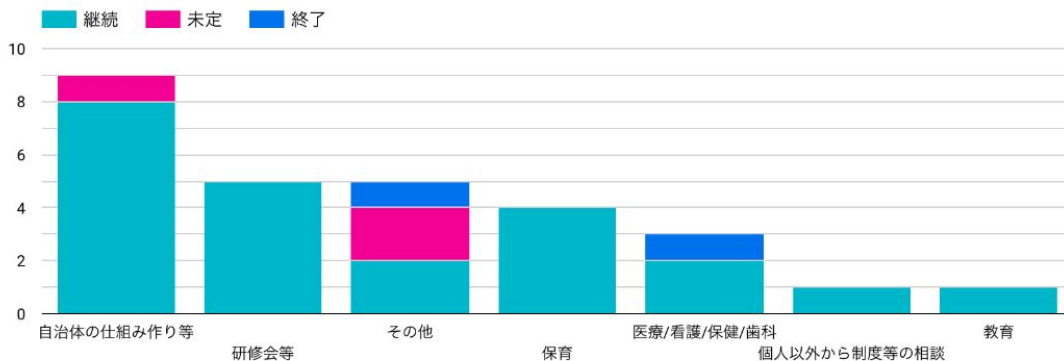
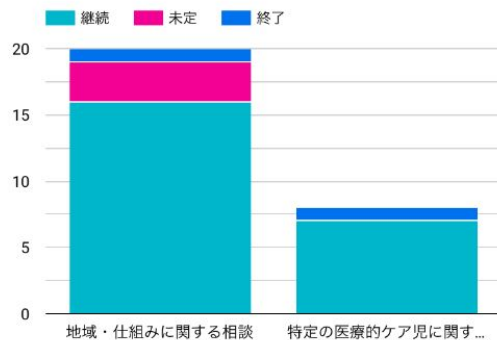
2

該当事業: 除外条件 札幌市サポー... (1) ▾



相談	相談内容1	相談内容に関するMemo	終了の理由
1.	継続 特定の医療的ケア児に関する相談	訪問診療先が見つかった。	地域へのフォロー移行
2.	新規 地域・仕組みに関する相談	取材依頼	解決

1 - 2 / 2 < >



月別対応件数

対応件数

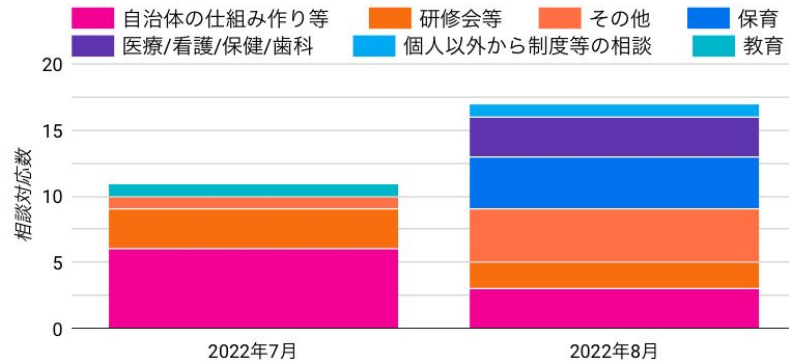
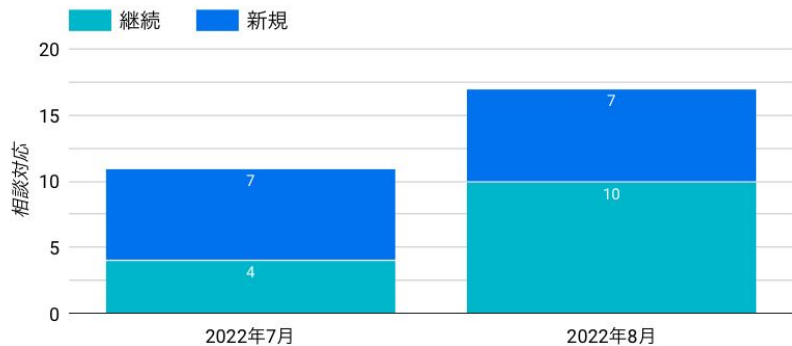
28

相談対応

相談内容1

相談領域

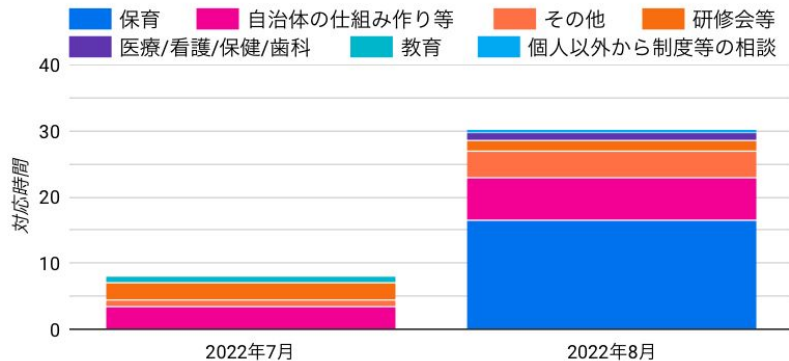
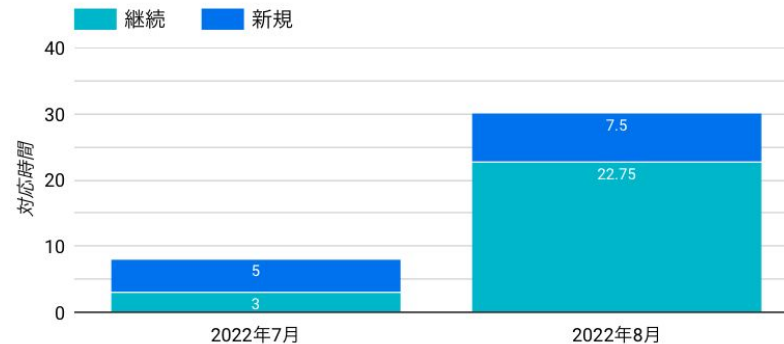
該当事業: 除... (1)



月別対応時間

対応時間

38.25





## 学齡期以降 課題等検討用資料

### 1 学齡期以降の捉え方

医療的ケア児支援法において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（十八歳未満の者及び十八歳以上の者であって高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。次条第三項及び第十四条第一項第一号において同じ。）に在籍するものをいう。次条第二項において同じ。）をいう。

また、同法第3条第3項は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が十八歳に達し、又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活および社会生活を営むことができるようにすることにも配慮して行わなければならない。」としている。

→議論ポイント：どういった配慮が求められるのでしょうか。

### 2 医療的ケアを必要とする子どもに関する調査（札幌市：平成31年3月実施）における学齡期以降の支援に関するデータ

該当なし（※注：本調査は満18歳に満たない医療的ケア児を対象）

### 3 課題等の整理

#### （1）これまでの検討会で出た課題及び意見

##### 平成30年度 第2回土畠委員

○一般的に、医療的ケアを抱えたお子さんが成人になるときに小児科から内科に移る、そこが非常に難しいというところ。

○高校を卒業した後は、現在は、生活介護事業所に通う選択肢しかないといったように、特に重症の医療的ケアを必要とする方について、選択肢が少ない。高校を卒業した後も、医療的ケアを必要としていても、もう少し他の方たちと同じように学びを継続できる仕組みを作れないかということで、文部科学省が実施している「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」に申請をしまして、今回採択をされました。

**平成 30 年 第 3 回時崎委員**

○学校を卒業したタイミングで子どもが自立するのが良いのかなと考えています。その自立に向けても、やはり、親と離れる時間は必要なのではないかと思います。そして子どもにとっても、母がいないと何もできない子になってしまうのは、それもまた良くないですし、母親以外の人との関わりを積極的に持ちながら成長してほしいと思います。

**令和元年 第 7 回北海道大学病院周産母子センター長教授**

○小児から大人へのキャリアオーバー、(中略) 在宅で同じドクター、同じ施設、同じところでずっと診てこられた方が「もう大人だからそっちに行って」と言われても、どうすればいいのというのもあるし、やっぱり忍びないので、年齢は上がっていてもずっとお付き合いはするというのはどうしてもあるのですけれども、ではもっと年を取って、私もそのうちいなくなるわけですから、そのときに誰に引き継ぐのという問題が必ず出てきます。今は、積極的にトランジットというか、大人の医療に意図的に結び付けなければいけない時代にもう入っているように思います。

**令和元年 第 7 回福井会長**

○学齢期から今度大人で活動する場をどうするかという、連続したことを私たちは想定しながら、考えていかなければならない問題かなと思いました。

**令和 3 年 第 8 回土島委員**

○高校を卒業した後、もちろん進学、高等教育へつなぐということもありますし、その先の社会参加ということを見ると、労働へといかにつなぐかということが大事になってくるのだらうと思っています。これまでは、その施設でいかに受け入れていくかということを考えてきたわけですが、今後は、さらに高等教育まで含めて、あるいは就職まで含めて、もちろん就職が難しいという方もいらっしゃるので、社会参加まで含めてやっていく必要があるというメッセージかと思っております。

**平成 31 年 3 月 実態調査の自由記載意見より**

○現在 18 歳だが、成人に移行すると、社会的なつながりが薄くなるようで非常に不安。

行き先はまだ決まっていない。

## (2) 課題の整理

いただいたご意見をカテゴリー分類すると下記のようになります。

- ① 医療・福祉の小児から成人へのトランジション（データ、情報の一元化が必要）
- ② 卒業後の進路の状況について（居場所など）  
→次回以降に現場の実態についての勉強会を開催してはどうか。
- ③ それぞれに合った自立のカタチを支援する。  
→本人の気持ちやご家族の気持ちを尊重するという姿勢が大事。